

WORKS for your dreams!

Vision

私たちが実現したいこと

WORKS for your dreams!

楽しく生き活きと働き、夢を実現できる社会を

Mission

日々果たすべき使命

人と企業の可能性を具現化し、
幸せを追求する。

第33回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2023年

6月23日(金曜日) 午前10時

※受付開始は、午前9時30分を予定しております。

開催場所

千代田区立 内幸町ホール

東京都千代田区内幸町一丁目5-1

(末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

決議事項

第1号議案 当社と株式会社コンフィデンス
との吸収合併契約承認の件

第2号議案 取締役4名選任の件

第3号議案 監査役1名選任の件

株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

第33回定時株主総会を6月23日(金)に開催する運びとなりましたので、招集ご通知をお送りさせていただきます。

当社は、「WORKS for your dreams! (楽しく生き活きと働き、夢を実現できる社会を)」というビジョン並びに「人と企業の可能性を具現化し、幸せを追求する。」というミッションの下で、「人と企業の間、その真ん中に立ち、可能性を掘り起こしていく。どちらの幸せも大切に、それぞれの可能性を具体的に、そして、現実のものにする過程にとことん寄り添う」ことを使命に事業を展開しております。

雇用構造の変化により、市場規模の拡大や多様化など人材業界は大きく変容しています。より多くの人と企業のマッチングを実現し、どちらの幸せも実現できるサービスを提供してまいります。

何卒、今後とも、当社に対するご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

代表取締役社長

松本 和之

目次

■ 第33回定時株主総会招集ご通知	2	(添付書類)	
■ 株主総会参考書類		■ 事業報告	30
第1号議案 当社と株式会社コンフィデンスとの吸収合併契約承認の件	5	■ 計算書類	42
第2号議案 取締役4名選任の件	23	■ 監査報告	44
第3号議案 監査役1名選任の件	28		

証券コード 6032
2023年6月6日
(電子提供措置の開始日 2023年6月1日)

株 主 各 位

東京都港区西新橋一丁目6番21号
株式会社インターワークス
代表取締役社長 松本 和之

第33回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第33回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）についての電子提供措置をとっており、インターネット上の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

株主総会資料掲載ウェブサイト

【当社サイト】 <https://interworks.jp/ir>

【外部サイト】 <https://d.sokai.jp/6032/teiji/>

(上記サイトにアクセスいただき、ご確認ください。)

なお、当日のご出席に代えて、書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年6月22日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2023年6月23日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）
2 場 所	東京都千代田区内幸町一丁目5-1 千代田区立 内幸町ホール (末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3 目的事項	報告事項 第33期（2022年4月1日から2023年3月31日まで） 事業報告、計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 当社と株式会社コンフィデンス との吸収合併契約承認の件 第2号議案 取締役4名選任の件 第3号議案 監査役1名選任の件

招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権行使書用紙において、各議案に賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱わせていただきます。
- (2) 代理人による議決権行使を行う場合は、代理人は当社の議決権を有する他の株主1名とし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- (3) 議決権の不統一行使をされる場合には株主総会の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を当社にご通知ください。
- (4) 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、以下の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。したがって、当該書面に記載している事業報告及び計算書類は、監査役が監査した事業報告並びに会計監査人及び監査役が監査した計算書類の一部であります。
 - ① 事業報告の「主要な事業内容」、「主要な営業所」、「主要な借入先の状況」、「会社の新株予約権等に関する事項」、「会計監査人に関する事項」、「業務の適正を確保するための体制」、「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」、「会社の支配に関する基本方針」
 - ② 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
 - ③ 株主総会参考書類の第1号議案に関する事項のうち「株式会社コンフィデンスの定款」、「株式会社コンフィデンスの最終事業年度（2023年3月期）に係る計算書類等の内容」

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。受付後、「出席票」をお渡しいたします。総会終了まで失くさずにお持ちください。また、議事の資料として「本招集ご通知」を当日会場までご持参くださいますようお願い申し上げます。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

◀ 決議通知について ▶

当社では、本定時株主総会の決議について、当社ウェブサイト（アドレス <https://interworks.jp/ir>）への掲載及び郵送にてお知らせいたします。

株主総会参考書類

第1号議案 当社と株式会社コンフィデンスとの吸収合併契約承認の件

当社及び株式会社コンフィデンス（以下「コンフィデンス」といい、当社と合わせて「両社」といいます。）は、2023年5月12日、各社の取締役会において、2023年8月1日（予定）を効力発生日として両社の経営を両社対等の精神の下で統合すること（以下「本経営統合」といいます。）を決議し、コンフィデンスを吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）に係る合併契約（以下「本合併契約」といいます。）を締結いたしました。つきましては、本議案において、本合併契約のご承認をお願いするものであります。なお、本経営統合は、両社の株主総会の承認を条件としております。

また、本合併の効力発生日（2023年8月1日予定）に先立ち、当社の普通株式は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）において2023年7月28日付で上場廃止（最終売買日は2023年7月27日）となる予定です。

本合併を行う理由、本合併契約の内容の概要その他の本議案に関する事項は、次のとおりです。

1. 本合併を行う理由

(1) 本経営統合の背景

コンフィデンスは、「クリエイティブの最前線で共に未来を描く」をビジョンとして、エンターテインメント業界におけるものづくりの最前線を支えるクリエイターが自らの夢を実現させ、携わった作品の価値が向上し、所属した組織及び業界がさらに発展するような未来を共に描きたいと考え、その実現のためにクリエイター・取引先企業・社会を「信頼」という絆で結ぶことでコンフィデンスの企業価値の向上と社会への貢献を目指しております。

一方で、当社は、「WORKS for your dreams!（楽しく生き活きと働き、夢を実現できる社会を）」というビジョンの下、「人と企業の可能性を具現化し、幸せを追求する。」というミッションを掲げ、人と企業の上に立ち、求職者と求人企業を結びつける人材ビジネスサービスを提供しております。主要事業の一つであるメディア&ソリューション事業は、業界特化型のWebサイトを企画・運営しており、領域特化することにより、ビッグデータやノウハウを活用し、求人企業・求職者の双方に対して効率的な活動と確度の高いマッチングサービスを展開しております。その中でも主要メディアである「工場ワークス」は常時2万件以上の求人情報を掲載し、月間利用者数60万人という実績を有しております。次に、もう一つの主要事業である人材紹介事業は、ミドル・ハイクラスの人材層を対象とした転職支援サービスであり、大企業からベンチャー企業まで幅広い業界・職種に対応しております。最後に、採用支援事業は、30年にわ

たって積み重ねた採用ノウハウと最新のトレンドを踏まえ、新卒・中途などの人材採用活動に関する計画からその実行及び一部の人材採用活動の運用受託など様々なプロジェクトに対応し、最適なソリューションを提供しております。

コンフィデンスは、クリエイティブに特化した企業理念を掲げているものの、フリーランス・マッチングやデジタルマーケティング領域の育成型人材サービス「デジマパフォーマー」などの新規サービスを展開しており、コンフィデンスの事業領域はクリエイターのみならず様々な領域のプロフェッショナルに広がっております。また、両社ともに、「人」と「企業」を結び付けることで、人の幸せ、企業の成長ひいては社会への貢献を図ることにおいて共通していると考えております。

上記のような考え方を基にして、コンフィデンスは、両社が異なる領域・サービスを提供しているものの、人材関連サービスを行っている点では共通していることから、両社の事業統合により、サービスの多様化と領域の拡大を同時に実現でき、ひいては両社の企業価値の向上が図れる可能性があると考え、2023年2月上旬に両社の事業統合の可能性について、当社に初期的な提案を行いました。提案後、当社から、当該提案に対し協議を進めたい旨の前向きな回答が得られたことから、2023年2月下旬から両社で協議を開始し、2023年3月上旬から4月上旬まで相互にデュー・ディリジェンス（以下「DD」といいます。）を行い、検討を重ねてまいりました。その結果、コンフィデンスは、当社に対するDD及び当社との協議を通じて、両社が相互に得意とする領域への人材関連サービスのクロスセルを行うことや、両社がこれまでに蓄積してきた人材関連サービスに関するノウハウやリソースを活用して新たにサービス展開を行うことで、大きなシナジー効果が得られると判断するに至りました。コンフィデンスは上記のような事業展開を行うにあたって、両社の経営リソースやノウハウの共有化を推進することや、相互に得意とする領域へのクロスセルの実行によって両社のシナジーを最大化するためには、本合併を行うことが最適かつ最良であるとの見解を持つに至り、当社においても、コンフィデンスに対するDD及びコンフィデンスとの協議を通じて、同様の見解を持つに至りました。また、本経営統合において、下記「（2）本経営統合の目的」に記載のシナジーを実現するためには、事業統合や両社のノウハウの共有など多くの実務上の手続を必要とするところ、両社は、公開買付けを経て統合を推進するよりも、本合併のみを行った場合の方が下記「（2）本経営統合の目的」に記載のシナジーを早期に実現することが可能であり、両社の企業価値向上により資すると判断したため、本合併の最終合意に至りました。

（2）本経営統合の目的

両社は、「人材ビジネスの領域拡大・クロスセルによる事業成長の実現」、「メディア事業の強化」、

「経営基盤の強化・管理コストの削減」を軸に、下記の統合効果の実現を目指していきます。今後、下記の統合効果を実現し、企業価値の向上及び株主の皆様への株式価値の増大を目指し、現在コンフィデンスの所属する東京証券取引所グロース市場から東京証券取引所プライム市場への市場変更の準備を行いたいと考えております。なお、現時点では変更申請日や承認日は未定であり、不確定な要素も含まれますので、変更申請に向けた準備を中止する可能性があります。

① 人材ビジネスの領域拡大・クロスセルによる事業成長の実現

コンフィデンスは、ゲーム・エンターテインメント業界及びその周辺領域に特化した人材派遣事業を主力としており、ゲーム開発、デザイン、運用・サポート、企画・運営等を行うことができるクリエイター人材を抱えることにより、ゲーム会社を中心に人材サービスを提供しております。ゲーム業界においては、2022年の店頭・通販販売分の家庭用ゲーム市場規模は、ハードが前年対比3.4%増の2,097.8億円、ソフトが同4.1%増の1,650.4億円（出典：ファミ通ゲームソフト・ハード売上ランキング 2022年年報）となっており、堅調な成長が継続しております。また、2019年3月に経済産業省から発表された「IT人材需給に関する調査報告書」に記載されているとおり、2030年には最大79万人のIT人材の需給ギャップが生じるとされる中、ゲーム業界もIT人材に対する需要があることから、中期的なトレンドとして、ゲーム業界は慢性的な人材不足となっており、人材を確保することが困難な状況が継続すると考えております。働き方も多様化してきており、「期間や時間を選べる」「好きな職種や職場を選べる」「パートやアルバイトより給料水準が高い」などの嗜好に合わせて、派遣形態を利用するメリットがあることから、ゲーム業界を含むエンターテインメント業界における人材派遣事業の需要は今後も拡大していくものと推測しております。また、ゲーム・エンターテインメント業界における派遣事業への依存度が高くなっているところ、同業界におけるフリーランスマッチングサービスやデジタルマーケティング領域における育成型人材サービス「デジマパフォーマー」等の親和性の高い領域への人材関連サービスの展開を進めております。さらに、同業界及びその周辺領域における人材紹介事業において、市場拡大に伴い、成長市場で就業したいという求職者が増加すると予測しております。コンフィデンスは同業界における人材サービスのクロスセル強化によって取引機会の最大化を図るべく、紹介事業の強化に取り組んでおりますが、事業規模は小規模にとどまっております。

当社の主力事業の一つである人材紹介事業は、各産業分野のトレンドに合わせて担当組織を編成するだけでなく、経理・財務、総務・人事等の「管理部門職種」ごとに担当組織を編成し、求人企業の中核を担う「ミドルマネジメント」から「エグゼクティブ」並びに即戦力で活躍が可能な業界専門職という高付加価値人材を正社員として紹介しております。また、採用支援事業は、求人企業のニーズに合わせて新卒採用や中途採用等の活動に関する業務を包括的あるいは部分的に請け負う企業人事アウトソーシング事業を展開しております。具体的な業務としては、自社メディアや求人ポータルサイトを利用した採用母集団を形成するためのプロモーション業務や会社説明会の企画・運営、採用選考、内定者フォロー等を企業の人事部門に代わって行っております。上記の採用活動の代行は、一度

受注するとその企業の採用活動に深く入り込むことができるため、繰り返し契約される傾向が強く、顧客の採用計画が活況な場合は、継続的に取引できる点に特徴があります。

当社の人材紹介事業は、多くの求人企業や求職者を抱えており、IT業界等の求人企業からも多くの依頼をいただいておりますが、コンフィデンスが注力する領域であるゲーム・エンターテインメント業界については、積極的に取り組んでいなかったことから、両社の人材紹介事業を統合し、当社の持つ人材紹介事業のノウハウやリソースを活用することで、同業界及びその周辺領域における人材紹介事業を大きく成長させることが可能となるものと考えております。また、当社の採用支援事業は、コンフィデンスの既存取引先の採用支援ニーズを掴むことで、更なる事業成長を図ることができると考えております。

② メディア事業の強化

コンフィデンスのメディア事業は、子会社で女性向け情報サイト「Lovely」、コンフィデンスでゲーム関連のインタビューメディア「GAMEMO」の運営・管理を行っており、それぞれの領域におけるユーザーニーズに応える情報を提供していると考えております。

一方、当社のメディア&ソリューション事業は当社の主力事業の一つであり、その事業の主力サービスである「工場ワークス」は、製造業に特化した求人情報を掲載するサイトで、業種や製造業特有の職種にきめ細かく対応した検索軸を用意しております。

両社が展開するメディアの分野は異なるものの、訴求先は共通して比較的年齢が若い層であることから、ユーザーの相互送客やメディア運営ノウハウの共有及び新規のメディアサービスを展開することによって、それぞれが運営するメディアの更なる事業成長を図ることができると考えております。

③ 経営基盤の強化・管理コストの削減

本経営統合を通じて企業規模が拡大し、信用力向上につながることで財務基盤が強化されることになり、ノンオーガニックな成長を実現するためのM&Aや新規投資に対応しやすくなると考えております。

また、本合併により、両社にとって管理部門の人材が強化されるとともに、重複機能を解消することで、今後の事業成長に対応可能な組織体制を構築しつつ、管理コストの削減を図ることができると考えております。

さらに、コンフィデンスは分業化、標準化を意識して組織設計しており、オペレーションを極力簡易化することによって、同業他社と比較して高い利益率を実現していることから、当該ノウハウを統合会社の事業運営に活用し、当社のメディア&ソリューション事業・人材紹介事業・採用支援事業のオペレーションを効率化することで、中長期的に利益率の向上を図ることができると考えております。

2. 本合併契約の内容の概要

当社とコンフィデンスが2023年5月12日に締結した本合併契約の内容は、次のとおりです。

吸収合併契約書

株式会社コンフィデンス（以下「甲」という。）及び株式会社インターワークス（以下「乙」という。）は、以下のとおり、吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収合併）

1. 甲及び乙は、本契約に定めるところにより、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併（以下「本吸収合併」という。）し、甲が乙の権利義務の全部を承継する。
2. 本吸収合併に係る吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所は、以下のとおりである。
 - (1) 吸収合併存続会社
商号：株式会社コンフィデンス
住所：東京都新宿区新宿二丁目19番1号 ビッグス新宿ビル10階
 - (2) 吸収合併消滅会社
商号：株式会社インターワークス
住所：東京都港区西新橋1-6-21 NBF虎ノ門ビル8階

第2条（合併対価）

1. 甲は、本吸収合併に際して、本吸収合併の効力が生ずる時点の直前時における乙の株主（ただし、甲及び乙は除く。以下「本割当対象株主」という。）に対し、その有する乙の株式の合計数（会社法第785条第1項に基づく株式買取請求に係る株式数は除く。）に0.205を乗じた数の甲の株式を交付する。
2. 甲は、本吸収合併に際して、本割当対象株主に対し、その有する乙の株式（会社法第785条第1項に基づく株式買取請求に係る株式は除く。）1株につき、甲の株式0.205株の割合をもって、甲の株式を割り当てる。

第3条（甲の資本金及び準備金の額に関する事項）

本吸収合併により増加する甲の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第35条又は第36条に定めるところに従って、甲が適当に定める。

第4条（効力発生日）

本吸収合併の効力発生日（以下「本クローズング日」という。）は、2023年8月1日とする。ただし、甲及び乙が協議の上、会社法の規定に従い、これを変更することができる。

第5条（合併承認総会）

甲及び乙は、本クローリング日の前日までに、それぞれ株主総会を開催し、本契約の承認の決議を求めるものとする。

第6条（契約内容の変更又は解除）

本契約締結の日から本クローリング日までの間において、天災地変その他の理由により、甲若しくは乙の資産状態若しくは経営状態に重大な変更を生じた場合又は本吸収合併の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、甲及び乙が協議のうえ、本契約を変更し又は解除することができる。

第7条（剰余金の配当）

1. 甲は、2023年3月31日の最終の甲の株主名簿に記載又は記録された甲の株主に対して、甲の取締役会の決議を得て、総額129,442,712円（1株あたり28円）を限度として、剰余金の配当を行うことを除き、剰余金の配当（剰余金の配当に係る取締役会決議を含む。）を行ってはならない。
2. 乙は、2023年3月31日の最終の乙の株主名簿に記載又は記録された乙の株主に対して、乙の取締役会の決議を得て、総額144,964,200円（1株あたり15円）を限度として、剰余金の配当を行うことを除き、剰余金の配当（剰余金の配当に係る取締役会決議を含む。）を行ってはならない。

第8条（協議）

本契約に規定のない事項又は解釈に疑義が生じた事項については、甲及び乙が誠意をもって協議の上、これを解決する。

以上

以上を証するため、本書2通を作成し、本契約の当事者が署名又は記名捺印のうえ、各自1通ずつ保管する。

2023年5月12日

甲：東京都新宿区新宿二丁目19番1号 ビッグス新宿ビル10階
株式会社コンフィデンス
代表取締役社長 澤岷 宣之

乙：東京都港区西新橋1-6-21 NBF虎ノ門ビル8階
株式会社インターワークス
代表取締役社長 松本 和之

3. 合併対価の相当性に関する事項

(1) 合併対価の総数及び割当ての相当性に関する事項

① 本合併に係る割当ての内容

	コンフィデンス (吸収合併存続会社)	当社 (吸収合併消滅会社)
本合併に係る 割当比率	1	0.205

- (注) 1. 本合併に係る割当比率（以下「本合併比率」といいます。）
当社の株式1株に対して、コンフィデンスの株式0.205株を割当て交付します。ただし、当社が保有する自己株式135,720株（2023年3月31日現在）については、本合併による株式の割当ては行いません。
2. 本合併により交付するコンフィデンスの株式数：普通株式：1,981,177株（予定）上記の交付株式数は、今後、当社の株主から株式買取請求権の行使がなされるなどして、本合併の効力発生の直前時までの間に当社の自己株式数の変動等が生じた場合には、修正される可能性があります。また、コンフィデンスは、本合併により交付する株式数の全てを、新たに普通株式を発行することにより充当する予定であります。
3. 単元未満株式の取扱い
本合併によりコンフィデンスの単元未満株式（100株未満の株式）を保有することになる当社の株主の皆様におかれましては、コンフィデンスに関する以下の制度をご利用いただくことができるほか、一部証券会社で取り扱っている単元未満株式での売買が可能です。なお、金融商品取引所市場においては単元未満株式を売却することはできません。
・単元未満株式の買取制度（1単元（100株）未満株式の売却）
会社法第192条第1項の規定に基づき、コンフィデンスの単元未満株式を保有する株主の皆様が、コンフィデンスに対し、自己の保有する単元未満株式の買取を請求することができる制度です。
4. 1株に満たない端数の処理
本合併に伴い、コンフィデンス株式1株に満たない端数の割当てを受けることとなる当社の株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、1株に満たない端数部分に応じた金額を現金でお支払いいたします。

② 本合併に係る割当ての内容の根拠等

イ 割当ての内容の根拠及び理由

両社は、本合併に用いられる合併比率の算定に当たって公正性・妥当性を期すため、それぞれが独立した第三者算定機関に合併比率の算定を依頼し、それぞれ合併比率算定書を受領いたしました。コンフィデンスは第三者算定機関として株式会社SBI証券（以下「SBI証券」といいます。）を起用し、当社は第三者算定機関として山田コンサルティンググループ株式会社（以下「山田コンサル」といいます。）を起用いたしました。

コンフィデンスにおいては、下記「（4）吸収合併消滅会社の株主の利益を害さないように留意した事項」の「② 利益相反を回避するための措置」の「イ コンフィデンスにおける利害関係を有しない独立役員からの意見の取得」に記載のとおり、当社及び共通筆頭株主グループ（下記「（4）吸収合併消滅会社の株主の利益を害さないように留意した事項」の「② 利益相反を回避するための措置」において定義しております。）と利害関係を有しないコンフィデンスの社外取締役であり、かつ東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2第1項に規定する独立役

員（以下「独立役員」といいます。）である水谷翠氏及び三木寛文氏から、本合併の目的の合理性、本合併の条件の妥当性、本合併の手續の透明性・公正性等の観点から総合的に判断して、本合併はコンフィデンスの少数株主にとって不利益なものでないと判断される旨の2023年5月12日付の意見書を取得したことに加え、コンフィデンスの第三者算定機関であるSBI証券による合併比率の算定結果のうち、市場株価法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）による算定結果のレンジを踏まえ、当社と複数回慎重に協議を行った結果、本合併比率について合意に至りました。

当社においては、コンフィデンスとの間で複数回慎重に協議・交渉を行いつつ、下記「（４）吸収合併消滅会社の株主の利益を害さないように留意した事項」の「② 利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、山田コンサルから取得した合併比率算定書、当社の法務アドバイザーであるシティユーワ法律事務所からの法的助言やコンフィデンスに対する財務・税務・法務DDの結果等を踏まえつつ、2023年3月17日に当社が設置した特別委員会から提出された答申書の内容を最大限尊重しながら、本合併の諸条件について、慎重に協議・検討した結果、本合併比率は、下記「ロ 算定に関する事項」の「ii. 算定の概要」に記載のとおり、当社の第三者算定機関である山田コンサルによる合併比率の算定結果のうち、市場株価法の算定レンジを上回り、かつ、DCF法の算定レンジの範囲内のものであること等を総合的に勘案すると、本合併比率は妥当であり、当社の少数株主の利益を損なうものではないとの判断に至りました。

このように両社は、各社の第三者算定機関による算定結果及び法務アドバイザーの助言を参考に、かつ、両社それぞれが相手方に対して実施したDDの結果等を踏まえて、それぞれが両社の財務状況、資産状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、両社間で合併比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、最終的に本合併比率が妥当であるとの判断に至り、本合併比率により本合併を行うことを合意いたしました。

なお、本合併比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議し合意の上、変更することがあります。

ロ 算定に関する事項

i. 算定機関の名称並びに上場会社及び相手会社との関係

コンフィデンスの第三者算定機関であるSBI証券は、両社の関連当事者には該当せず、両社との間で重要な利害関係を有しません。

また、当社の第三者算定機関である山田コンサルは、両社の関連当事者には該当せず、両社との間で重要な利害関係を有しません。

ii. 算定の概要

SBI証券は、両社の株式価値の算定手法として、両社ともに市場株価が存在していることから市場株価法を、加えて、両社の将来の事業活動の状況を算定に反映させる目的から、両社の将来収益に基づき、将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で

現在価値に割り引くことにより株式価値を算出する評価手法であるDCF法を、それぞれ採用して算定を行いました。

コンフィデンスの1株当たりの株式価値を1とした場合の各手法による合併比率算定結果は、それぞれ以下のとおりです。

採用手法		合併比率の算定レンジ
コンフィデンス	当社	
市場株価法	市場株価法	0.190~0.197
DCF法	DCF法	0.188~0.242

市場株価法においては、SBI証券は、算定基準日を算定書作成日である2023年5月11日として、両社の普通株式の東京証券取引所における算定基準日、算定基準日までの1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間における株価終値単純平均値（コンフィデンスは、算定基準日：1,902円、1ヶ月間：1,869円、3ヶ月間：1,857円、6ヶ月間：1,921円、当社は、算定基準日：372円、1ヶ月間：361円、3ヶ月間：367円、6ヶ月間：364円）を基に算定しております。

DCF法による価値算定においては、SBI証券は、コンフィデンスについて、コンフィデンスが作成した財務予測に基づく将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しています。なお、算定の前提とした財務予測には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はございません。また、当該財務予測は、スタンドアローンベースの計画を前提として作成しております。他方、当社は、当社が作成した財務予測に基づく将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しています。なお、算定の前提とした財務予測においては、2024年3月期は、人材紹介事業のコンサルタント数増員、メディア&ソリューション事業の製造業の市況回復に伴う求人広告の掲載数増加、求人広告単価の改善を見込んだ売上増加により、営業利益の大幅な増益を見込んでおります。また、当該財務予測は、スタンドアローンベースの計画を前提として作成しております。

SBI証券は、合併比率の算定に関して両社から提供を受けた資料及び情報、一般に公開された情報を原則としてそのまま使用し、分析及び検討の対象としたすべての資料及び情報が正確かつ完全であること、合併比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でSBI証券に対して未開示の事実はないこと等を前提としており、これらの資料及び情報の正確性又は完全性に関し独自の検証を行っておらず、またその義務を負うものではありません。SBI証券は両社並びにそれらの関係会社のすべての資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みますが、それに限られません。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、また第三者への評価、鑑定又は査定

の依頼も行っておりません。SBI証券は、提供された両社の財務予測に関する情報が、それぞれの経営陣による現時点において可能な最善の予測と判断に基づき、合理的に作成されていることを前提としており、コンフィデンスの同意を得て、独自に検証することなくこれらの情報に依拠しております。SBI証券の算定は2023年5月11日現在における金融、経済、市場その他の状況を前提としております。

一方、山田コンサルは、両社の株式価値の算定手法として、両社ともに市場株価が存在していることから市場株価法を、また両社の将来の事業活動の状況を算定に反映させる目的から、両社の将来収益に基づき、将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことにより株式価値を算出する評価手法であるDCF法を、それぞれ採用して算定を行いました。

コンフィデンスの1株当たりの株式価値を1とした場合の各手法による合併比率算定結果は、それぞれ以下のとおりです。

採用手法		合併比率の算定レンジ
コンフィデンス	当社	
市場株価法	市場株価法	0.188~0.200
DCF法	DCF法	0.198~0.335

市場株価法においては、山田コンサルは、算定基準日を算定書作成日である2023年5月11日として、両社の普通株式の東京証券取引所における算定基準日、算定基準日までの1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間における株価終値単純平均値を採用しております。

DCF法による価値算定においては、山田コンサルは、コンフィデンスについて、コンフィデンスが作成した財務予測に基づく将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しています。なお、算定の前提とした財務予測には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はございません。また、当該財務予測は、スタンドアロンベースの計画を前提として作成しております。他方、当社は、当社が作成した財務予測に基づく将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しています。なお、算定の前提とした財務予測においては、2024年3月期は、人材紹介事業のコンサルタント数増員、メディア&ソリューション事業の製造業の市況回復に伴う求人広告の掲載数増加、求人広告単価の改善を見込んだ売上増加により、営業利益の大幅な増益を見込んでおります。また、当該財務予測は、スタンドアロンベースの計画を前提として作成しております。

山田コンサルは、合併比率の算定に関して両社から提供を受けた資料及び情報、一般に公開された情報を原則としてそのまま使用し、分析及び検討の対象としたすべての資料及び情報が

正確かつ完全であること、合併比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実で山田コンサルに対して未開示の事実はないこと等を前提としており、これらの資料及び情報の正確性又は完全性に関し独自の検証を行っておらず、またその義務を負うものではありません。山田コンサルは、両社並びにそれらの関係会社のすべての資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みますが、それに限られません。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、また第三者への評価、鑑定又は査定依頼も行っておりません。山田コンサルは、提供された両社の財務予測に関する情報が、それぞれの経営陣による現時点において可能な最善の予測と判断に基づき、合理的に作成されていることを前提としており、独自に検証することなくこれらの情報に依拠しております。山田コンサルの算定は、2023年5月11日現在における金融、経済、市場その他の状況を前提としております。

(2) 吸収合併存続会社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本合併により増加するコンフィデンスの資本金及び準備金の額は、会社計算規則第35条又は第36条に定めるところに従って、コンフィデンスが決定いたします。かかる取扱いは、コンフィデンスの財務状況、資本政策その他の事情を総合的に考慮した上で決定されたものであり、相当であると判断しております。

(3) 合併対価として当該種類の財産を選択した理由

両社は、本合併に係る当社の株式に対する合併対価として、吸収合併存続会社となるコンフィデンスの株式を選択いたしました。両社は、コンフィデンスの株式は東京証券取引所に上場されており、流動性を有するため取引機会が確保されていること、また、当社の株主の皆様が、コンフィデンスの株式を取得することにより、本合併による統合効果を楽しむことが可能であること等を考慮して、コンフィデンスの株式を本合併に係る対価とすることが適切であると判断いたしました。

(4) 吸収合併消滅会社の株主の利益を害さないように留意した事項

① 公正性を担保するための措置

両社は、本合併における合併比率の公正性を担保する観点から、上記「(1) 合併対価の総数及び割当ての相当性に関する事項」の「② 本合併に係る割当ての内容の根拠等」の「イ 割当ての内容の根拠及び理由」のとおり、それぞれ独立した第三者算定機関に合併比率の算定を依頼し、その算定結果を参考として、真摯に交渉・協議を行い、本合併比率により本合併を行うことを、2023年5月12日開催の両社の取締役会にて、それぞれ決議しました。

なお、両社は、いずれも各第三者算定機関から合併比率の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

また、本合併の法務アドバイザーとして、コンフィデンスは佐藤総合法律事務所を、当社はシティユーワ法律事務所を選任し、それぞれ本合併の諸手続を含む取締役会の意思決定の方法・過程等につ

いて、法的な観点から助言を受けております。なお、佐藤総合法律事務所及びシティユーワ法律事務所は、いずれも両社から独立しており、重要な利害関係を有しません。

② 利益相反を回避するための措置

本合併は、両社にとって支配株主との重要な取引等には該当いたしません。もっとも、中山隼雄氏、資産管理会社である株式会社アミューズキャピタル（以下「アミューズキャピタル」といいます。）及び株式会社アミューズキャピタルインベストメント（以下「アミューズキャピタルインベストメント」といいます。）は、合計でコンフィデンスの議決権割合の過半数を保有しており、一方で、アミューズキャピタル、アミューズキャピタルインベストメント及び中山隼雄氏の親族である中山晴喜氏は、合計で当社の議決権割合の40%以上を保有しております（以下、アミューズキャピタル、アミューズキャピタルインベストメント、中山隼雄氏及び中山晴喜氏を総称して「共通筆頭株主グループ」といいます。）。このような両社の資本関係に鑑み、本合併について利益相反の疑義を回避する観点から、両社は、上記「① 公正性を担保するための措置」に記載の措置に加え、以下のとおり、利益相反を回避するための措置を講じております。

イ コンフィデンスにおける利害関係を有しない独立役員からの意見の取得

コンフィデンスの取締役会は、本合併がコンフィデンスの少数株主にとって不利益な条件の下で行われることを防止するため、当社及び共通筆頭株主グループと利害関係を有しないコンフィデンスの社外取締役であり、かつ独立役員である水谷翠氏及び三木寛文氏に対し、本合併を含む本経営統合を検討するにあたって、東京証券取引所の定める規則に基づき、(a) 本合併の目的の合理性、(b) 本合併の条件の妥当性、(c) 本合併の透明性・公正性、(d) これらの点を踏まえ、本合併は、コンフィデンスの少数株主にとって不利益なものでないかについて、諮問いたしました。水谷翠氏及び三木寛文氏の2名は、2023年3月下旬以降、関係者からの説明を受け、情報収集を行い、必要に応じて協議を行う等して検討を進めてまいりました。かかる経緯のもと、SBI証券が作成した合併比率算定書の算定結果及びその他の本合併に関連する各種資料、関係者からの説明等の内容を踏まえ本合併に関して慎重に検討した結果、本合併により両社の企業価値の向上に取り組むという目的には一定の合理性が認められること、本合併の条件は公正に決定された適正・妥当なものと認められること、本合併の透明性・公正性が担保されていると認められることなどから、本合併はコンフィデンスの少数株主にとって不利益なものでないと判断される旨の意見書を2023年5月12日付でコンフィデンスの取締役会に提出しております。

なお、水谷翠氏及び三木寛文氏は、上記意見書の提出に際して固有の報酬を受領しておりません。

- ロ コンフィデンスにおける利害関係を有する取締役及び監査役を除く取締役全員の承認並びに監査役全員の異議がない旨の意見

2023年5月12日開催のコンフィデンスの取締役会では、コンフィデンスの取締役のうち雨宮玲於奈氏を除く取締役の全員一致で、本合併に関する審議及び決議を行いました。また、監査役3名のうち藤森健也氏を除く2名が上記決議に異議がない旨の意見を述べております。

当該取締役会においては、当社の元代表取締役社長である雨宮玲於奈氏は、2017年6月開催の定時株主総会における退任より既に約6年が経過しており、顧問等の契約関係も無く金銭の授受も無いものの、当社の株式を10,000株保有しているため、本合併に関し利害が相反し又は相反するおそれがあることから、コンフィデンスの取締役会における本合併に関する審議及び決議に参加しておらず、コンフィデンスの立場において本合併に関する協議及び交渉に参加していません。また、同様の観点から、コンフィデンスの監査役のうち、アミューズキャピタルの代表取締役社長（2023年5月1日付けで取締役副社長から就任）であり、当社の取締役を兼務している藤森健也氏はコンフィデンスの立場において本合併に関する協議及び交渉に参加しておらず、また上記コンフィデンスの取締役会における本合併に関する審議及び決議には参加していません。

- ハ 当社における利害関係を有しない特別委員会からの答申書の取得

当社は、2023年2月28日にコンフィデンスから本合併を含む本経営統合の提案を受け、2023年3月17日開催の取締役会の決議により、本経営統合に関し、当社の意思決定に慎重を期し、また、当社の取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、コンフィデンス及び共通筆頭株主グループから独立した、外部の有識者を含む委員（当社の社外取締役兼独立委員である清水新氏及び早川与規氏、並びに外部の有識者である鷹箸有宏氏（株式会社J-TAPアドバイザー取締役）の3名）によって構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）を設置しました。

当社は、当初から上記3名を本特別委員会の委員として選定しており、本特別委員会の委員を変更した事実はありません。また、本特別委員会の委員の互選により、当社の社外取締役兼独立委員である清水新氏が本特別委員会の委員長に就任しております。なお、本特別委員会の委員の報酬は本経営統合の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本合併を含む本経営統合の公表や決定、実施等を条件とする成功報酬は含まれておりません。

そして、当社は、上記取締役会決議に基づき、本特別委員会に対し、（i）本合併の目的の正当性・合理性（本合併による当社の企業価値の向上を含む。）、（ii）本合併に係る取引条件の妥当性、（iii）本合併に係る交渉過程及び意思決定に至る手続の公正性、（iv）本合併の決定及び実施が当社の少数株主にとって不利益なものではないか（以下、（i）から（iv）を総称して「本諮問事項」といいます。）について諮問し、これらの点についての答申書を当社取締役会に提出することを囑託しました。

また、当社は、上記取締役会決議において、本経営統合の決定を審議する当社取締役会においては、本特別委員会の設置の趣旨に鑑み、本諮問事項に対する本特別委員会の答申内容を最大限尊重するものとし、特に、本特別委員会が取引条件を妥当でないと判断した場合には、当社取締役会は、本経営統合を決定しないこととする旨を決議しております。併せて、当社は、上記取締役会決議に基づき、本特別委員会に対して、(a) 本特別委員会が自らコンフィデンスと交渉を行うこともできるほか、コンフィデンスとの交渉を当社の社内者やアドバイザー等が行う場合でも、本特別委員会は、適時にその状況の報告を受け、重要な局面で意見を述べ、指示や要請を行うこと等により、取引条件に関する交渉過程に実質的に影響を与えることができる権限、(b) 必要に応じて自らの外部アドバイザー等を選任する権限（この場合の費用は当社が負担するものとしております。）のほか、当社が選任する外部アドバイザー等について、指名又は承認（事後承認を含むものとしております。）する権限、さらに、(c) 答申を行うにあたって必要となる一切の情報の収集を当社の役員及び従業員並びに外部アドバイザー等に対して求めることができる権限をそれぞれ付与しております。上記(b)の権限付与を受けて、本特別委員会は、2023年3月17日に開催された第1回の会合において、当社が選任する外部アドバイザー等について、いずれも独立性及び専門性に問題がないことを確認した上で、ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として山田コンサルを、法務アドバイザーとしてシティユーワ法律事務所をそれぞれ選任することを承認いたしました。

本特別委員会は、2023年3月17日から2023年5月12日までに、会合を合計11回開催したほか、会合外においても電子メール等を通じて、意見表明や情報交換、情報収集等を行い、必要に応じて随時協議を行う等して、本諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。具体的には、本特別委員会は、かかる検討にあたり、当社から、当社の事業内容・事業環境、主要な経営課題、本経営統合により当社の事業に対して想定されるメリット・デメリット、合併比率の前提となる当社の事業計画の内容及び策定手続等について説明を受け、質疑応答を行いました。また、コンフィデンスから、コンフィデンスの事業内容・事業環境、本経営統合を提案するに至った検討過程、本経営統合後に想定している施策の内容、本経営統合によって見込まれるシナジーその他の影響の内容、本経営統合後の経営体制の方針、合併比率の前提となるコンフィデンスの事業計画の内容及び策定手続等について説明を受け、質疑応答を行いました。また、当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である山田コンサルから、コンフィデンスに対する財務・税務DDの結果等に関する説明、並びに本合併における合併比率の評価の方法及び結果に関する説明を受け、質疑応答を行った上で、その合理性について検討いたしました。さらに、当社の法務アドバイザーであるシティユーワ法律事務所から、特別委員会の意義・役割等を含む、本経営統合の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置の内容について適宜助言を受けるとともに、コンフィデンスに対する法務DDの結果等に関する説明を受け、質疑応答を行いました。なお、本特別委員会は、当社とコンフィデンスの間における本合併に係る協議・交渉の経緯及び内容等につき適時に報告を受けた上で、コンフィデンスから本合併比率につ

いての最終的な提案を受けるまで、複数回に亘り交渉の方針等について協議を行い、当社に意見する等して、コンフィデンスとの交渉過程に実質的に関与いたしました。

本特別委員会は、かかる経緯の下、これらの説明、算定結果その他の検討資料を前提として、本諮問事項について慎重に審議及び検討を行い、(i) 本合併は、当社の企業価値の向上に資するものといえ、その目的は正当であり、合理性があると認められる旨、(ii) 合併比率を含む本合併に係る条件には妥当性が認められる旨、(iii) 本合併に係る交渉過程及び意思決定に至る手続には公正性が確保されていると認められる旨、及び(iv) 本合併の決定及び実施が当社の少数株主にとって不利益なものではないと認められる旨が記載された答申書を、2023年5月12日付で、当社の取締役会に対し、委員全員の一致で提出しております。なお、当該答申書において、本特別委員会は、本合併において予定されている合併比率によると、本合併後においては、当社の株主の相当数がコンフィデンスの単元未満株主となることが想定されるものの、①本合併比率自体は、当社の第三者算定機関である山田コンサルによる合併比率の算定結果に照らして一定の合理性があると評価できること、②たしかに単元未満株主はコンフィデンスの株主総会において議決権を行使することができなくなるが、剰余金の配当等を通じて本合併によるシナジー効果を楽しむことは可能と考えられること、③コンフィデンスの株式は上場株式であり、その流動性は確保されているといえること、④本合併を実施しない場合には、これによって見込まれるシナジー効果の獲得自体が困難となってしまうこと等を総合的に考慮すると、上記の一点をもって、本合併比率の妥当性が直ちに否定されるべきではないと考えられる旨の意見を示しております。

二 当社における利害関係を有する取締役及び監査役を除く取締役全員の承認並びに監査役全員の異議がない旨の意見

2023年5月12日開催の当社の取締役会においては、利益相反を回避する観点から、当社の取締役4名のうち、コンフィデンスの社外監査役及びアミューズキャピタルの代表取締役社長(2023年5月1日付けで取締役副社長から就任)を兼任している藤森健也氏は本合併に関する議案の審議及び決議には参加しておらず、同氏を除く他の取締役3名(うち社外取締役2名)において審議の上、その全員一致により承認可決されております。また、当社の監査役3名のうち、アミューズキャピタルの取締役を兼任している高倉潔氏は本合併に関する議案の審議には参加しておらず、同氏を除く他の監査役のうち1名は審議に参加し、当該決議に異議がない旨の意見を述べており、やむを得ず当該取締役会を欠席した他の監査役1名からは、別途、本合併に関する議案の決議に異議がない旨の意見を確認しております。

なお、藤森健也氏及び高倉潔氏は、いずれも本合併を含む本経営統合に関し、当社の立場においてコンフィデンスとの協議及び交渉にも一切参加しておりません。

4. 合併対価について参考となるべき事項

(1) 吸収合併存続会社の定款の定め

コンフィデンスの定款は、法令及び当社定款の定めに基づき、電子提供措置をとっておりますので、電子提供措置事項が掲載されている各ウェブサイトへアクセスの上、ご確認ください。なお、コンフィデンスは、本合併の効力が発生することを条件として、本合併の効力発生日付で、商号の変更、事業目的の追加、発行可能株式総数の変更、並びに取締役及び監査役の員数の変更に係る定款の一部変更を行う予定です。当該定款変更に係る議案は、2023年6月28日開催予定のコンフィデンスの定時株主総会において上程される予定です。

(2) 合併対価の換価の方法に関する事項

① 合併対価を取引する市場

コンフィデンスの株式は、東京証券取引所グロース市場において取引されております。

② 合併対価の取引の媒介、取次ぎ又は代理を行う者

コンフィデンスの株式は、全国の各金融商品取扱業者（証券会社等）において取引の媒介、取次ぎ等が行われております。

③ 合併対価の譲渡その他の処分の制限の内容

本合併により、コンフィデンスの単元未満株式（100株未満の株式）を所有することとなる株主様においては、東京証券取引所において単元未満株式を売却することができません。コンフィデンスの単元未満株式を所有することとなる株主様においては、単元未満株式の買取制度（会社法第192条第1項の規定に基づき、コンフィデンスの単元未満株式を保有する株主の皆様が、コンフィデンスに対し、自己の保有する単元未満株式の買取を請求することができる制度です。）をご利用いただくことができます。

(3) 合併対価の市場価格に関する事項

コンフィデンスの株式について、本合併契約の締結を公表した日（2023年5月12日）の前営業日（2023年5月11日）を基準として、基準日の終値、基準日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値、直近3ヶ月間の終値単純平均値及び直近6ヶ月間の終値単純平均値は、順に1,902円、1,869円、1,857円、1,921円です。

なお、日本取引所グループがホームページ（<https://www.jpx.co.jp/>）において開示する株価情報及びチャート表示等により、コンフィデンスの株式の市場価格及び推移等がご覧いただけます。

- (4) 吸収合併存続会社の過去5年間にその末日が到来した各事業年度に係る貸借対照表の内容
コンフィデンスは、いずれの事業年度についても金融商品取引法第24条第1項の規定により有価証券報告書を提出しておりますので、記載を省略いたします。

5. 本合併に係る新株予約権の定め相当性に関する事項

当社は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していないため、該当事項はありません。

6. 計算書類等に関する事項

- (1) 吸収合併存続会社についての次に掲げる事項

① 最終事業年度に係る計算書類等の内容

コンフィデンスの最終事業年度（2023年3月期）に係る計算書類等の内容は、法令及び当社定款の定めに基づき、電子提供措置をとっておりますので、電子提供措置事項が掲載されている各ウェブサイトへアクセスの上、ご確認ください。

② 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

③ 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

- (2) 吸収合併消滅会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

7. 本経営統合後におけるコンフィデンスの経営体制

本合併の効力発生日（2023年8月1日予定）以降における、吸収合併存続会社であるコンフィデンスの経営体制の概要は、以下のとおりとなる予定です。

商号	株式会社コンフィデンス・インターワークス (英文表記; Interworks Confidence Inc.)
本店の所在地	東京都新宿区新宿二丁目19番1号
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 澤岷 宣之 (現 コンフィデンス 代表取締役社長)
取締役の氏名(8名)	澤岷 宣之 吉川 拓朗 工藤 政嗣 永井 晃司 雨宮 玲於奈 水谷 翠 三木 寛文 早川 与規
監査役の氏名(4名)	谷地 孝 安國 忠彦 藤森 健也 丸田 善崇
事業の内容	HRソリューション事業(人材派遣・受託・人材紹介) メディア&ソリューション事業

第2号議案 取締役4名選任の件

当社では、取締役の経営責任を重視し、株主の皆さまに各年毎に取締役の信任をお諮りするため、定款により取締役の任期を1年と定めております。つきましては取締役4名全員が、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、定款の規定に基づき社外取締役2名を含む取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位・担当	候補者属性
1	まつもと かず ゆき 松 本 和 之	代表取締役社長	再任
2	ふじもり けん や 藤 森 健 也	取締役	再任
3	し みず あらた 清 水 新	社外取締役	再任 社外 独立
4	はやかわ とも のり 早 川 与 規	社外取締役	再任 社外 独立

(ご参考) 取締役候補者の指名の方針・手続き

取締役候補者の指名にあたり、当社では、業務領域において、各事業分野における経営に強みを持ち、経営管理に適した人材等のバランスに配慮しております。また当社としての事業領域にマッチし取締役会に対する知識、経験、能力のバランス、及び多様性を確保するように進めております。

取締役候補者の選定にあたっては、取締役会にて審議を行い、株主総会議案として決定しております。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する株 数の株式
1 再任	まつもと かず ゆき 松本和之 (1964年11月27日) 取締役在任期間 (本株主総会終結時) 4年	1983年4月 本田技研工業(株) 入社 1997年2月 (株)タイアップ 入社 2002年10月 (株)コーテック 代表取締役社長 2005年1月 (株)タイアップ 代表取締役社長 2005年7月 (株)コラボレート 取締役 2006年2月 (株)リクルートR&Dスタッフィング 入社 2008年4月 (株)リクルートスタッフィング 入社 2010年4月 (株)リクルートファクトリーパートナーズ 代表取締役社長 2015年7月 (株)TTM(現(株)ビーネックスパートナーズ) 代表取締役社長 2015年9月 (株)トラスト・テック(現(株)オープンアップグル ープ) 取締役 2016年9月 山東聯信智達人力資源有限公司 董事 2017年12月 香港虎斯科技有限公司 董事 2018年1月 広州点米信科人力資源有限公司 董事 2019年6月 当社 取締役(現任) 2019年6月 日本データビジョン(株) 代表取締役社長 2019年9月 当社 代表取締役社長(現任)	128,847株

取締役候補者とした理由

松本 和之氏は、2019年6月に取締役、2019年9月からは代表取締役社長に就任し、当社における経営の重要な意思決定、及び業務執行の監督を適切に行っております。

これまでの当社を含む人材業界での幅広い知識と実績に加え、事業会社での代表取締役や海外事業での幅広い見識を活かし、引き続き当社の取締役会の適切な意思決定、及び経営監督の遂行が期待できると判断し、取締役候補者いたしました。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当社の株 数
2 再 任	ふじ もり けん や 藤 森 健 也 (1970年11月1日) 取締役在任期間 (本株主総会終結時) 2年	1994年 4 月 サントリー(株) 入社 2016年 4 月 サントリーホールディングス(株) 秘書部部长 2021年 4 月 (株)アミューズキャピタル 取締役副社長 2021年 6 月 当社 取締役(現任) 2022年 6 月 (株)コンフィデンス 監査役(現任) 2023年 4 月 (株)シアターH 代表取締役社長(現任) 2023年 5 月 (株)アミューズキャピタル 代表取締役社長(現任) (重要な兼職の状況) (株)アミューズキャピタル 代表取締役社長 (株)コンフィデンス 監査役	一株

取締役候補者とした理由

藤森 健也氏は、日本国内だけではなく幅広く国際的に展開をしているグローバル事業グループ等にて培った経営戦略の策定推進及びコーポレート機能などの幅広く深い知見を活かし、当社の業績拡大に資することが期待されるため、取締役候補者といたしました。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する株 数の株数 式
<p style="text-align: center;">3</p> <p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">社外</p> <p style="text-align: center;">独立</p>	<p style="text-align: center;">しみず あらた 清水 新</p> <p style="text-align: center;">(1972年6月1日) 社外取締役在任期間 (本株主総会終結時) 6年</p>	<p>1997年4月 アクセンチュア(株) 入社 2005年9月 同社 エグゼクティブパートナー 2015年7月 同社 執行役員 戦略コンサルティング本部 統括本部長 2017年3月 シーオス(株) 代表取締役COO 2017年4月 当社 経営顧問 2017年6月 当社 社外取締役(現任) 2017年9月 (株)トラスト・テック(現(株)オープンアップグル ープ) 社外取締役(現任) 2020年6月 (株)ミスミグループ本社 社外取締役(現任) 2021年6月 (株)ピー・アンド・イー・ディレクションズ 取締役(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) (株)オープンアップグループ 社外取締役 (株)ミスミグループ本社 社外取締役</p>	<p style="text-align: center;">一株</p>

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

清水 新氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は多くの戦略コンサルティングにおける豊富な経験と幅広い見識を有しており、引き続き当該知見を活かして特にガバナンスについて専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくこと、及び客観的・中立的立場で当社のガバナンス体制の強化に関与、監督等をいただくことを期待したためであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する株数 株式
4 再任 社外 独立	早川 与規 (1969年9月2日) 社外取締役在任期間 (本株主総会終結時) 4年	1992年4月 (株)博報堂 入社 1999年9月 (株)サイバーエージェント 常務取締役 2000年1月 (株)サイバーエージェント 取締役副社長兼 COO 2004年12月 (株)インタースパイア(現ユナイテッド(株))設立 2009年3月 (株)スパイア (現ユナイテッド(株)) 代表取締役社長CEO 2010年3月 (株)インターナショナルスポーツマーケティング 取締役(現任) 2012年12月 ユナイテッド(株) 代表取締役会長CEO 2019年6月 当社 社外取締役(現任) 2020年6月 ユナイテッド(株) 代表取締役社長 兼 執行役員 (現任) 2021年2月 ユナイテッドマーケティングテクノロジーズ (株) 取締役就任(現任) 2021年4月 (株)プリューアス 取締役就任(現任) (重要な兼職の状況) ユナイテッド(株) 代表取締役社長 兼 執行役員	一株

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

早川 与規氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は当社事業と関連性の高いIT業界に関する幅広い知見及び企業経営者としての豊富な実績を有しており、引き続き当該知見を活かして特に事業執行、推進について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくこと、及び客観的・中立的立場で当社の事業体制の強化について関与、監督等をいただくことを期待したためであります。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 清水 新氏、早川 与規氏は社外取締役候補者であります。
3. 当社は清水 新氏、早川 与規氏の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ておりますが、両氏の再任が承認された場合、指定を継続する予定であります。
4. 当社は清水 新氏、早川 与規氏の両氏の間で当社の定款に基づき責任限定契約を締結しており、両氏が再任された場合、当該契約を継続する予定であります。これらの契約内容の概要は会社法第427条第1項の規定により同法第423条第1項の責任を同法第425条第1項に定める最低責任限度額又は1,000万円のいずれか高い額を限度とするというものであります。
5. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役、監査役、執行役、会計参与、執行役員及び管理職従業員などであり、被保険者は保険料を負担しておりません。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約の概要は、取締役、監査役などの個人被保険者がその地位に基づいて行った行為（不作為を含みます。）に起因して、損害賠償請求された場合の、法律上の損害賠償金及び争訟費用を填補するものであり、1年毎に契約更新をしております。なお、当該保険契約では、被保険者の職務執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が違法に利益又は便宜を得た場合、犯罪行為、不正行為、詐欺行為又は法令、規則又は取締法規に違反することを認識しながら行った行為があった場合には免責事項としております。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役山口 財申氏が本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案の本総会への提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

(ご参考) 監査役候補者の指名の方針・手続き

監査役候補者の指名にあたり、当社では、当社取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を持っていることを踏まえて選定するように進めております。監査役候補者の選定にあたっては、監査役会の同意を得て取締役会において決定いたしました。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する株数 相当社の株数
山口 財申 (1951年12月14日) 監査役在任期間 (本株主総会終結時) 4年 再任	1975年4月 野村証券(株) 入社 1993年6月 同社 第一事業法人部長 1998年12月 野村興銀インベストメント・サービス(株)(現 野村証券(株)) 代表取締役副社長 2008年3月 (株)ミレニアムリテイリング(現 (株)そごう・西部) 専務取締役 2009年5月 ディップ(株) 取締役執行役員会長 2010年10月 (株)SBI証券 専務取締役 2012年5月 同社 常勤監査役 2015年6月 SBIジャパンネクスト証券(株)(現 ジャパンネクスト証券(株)) 監査役(現任) 2019年6月 (株)マーベラス 監査役(現任) 2019年6月 当社 監査役(現任)	-株
	(重要な兼職の状況) ジャパンネクスト証券(株) 監査役 (株)マーベラス 監査役	

監査役候補者とした理由

山口 財申氏は、金融機関等での豊富な経験、幅広い知識などに基づく高い見識を有しており、客観的かつ中立的な立場で取締役の職務の執行を監査できると判断し、社外監査役候補者といたしました。

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役、監査役、執行役、会計参与、執行役員及び管理職従業員などであり、被保険者は保険料を負担しておりません。候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約の概要は、取締役、監査役などの個人被保険者がその地位に基づいて行った行為（不作為を含みます。）に起因して、損害賠償請求された場合の、法律上の損害賠償金及び争

訟費用を填補するものであり、1年毎に契約更新をしております。なお、当該保険契約では、被保険者の職務執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が違法に利益又は便宜を得た場合、犯罪行為、不正行為、詐欺行為又は法令、規則又は取締法規に違反することを認識しながら行った行為があった場合には免責事項としております。

以上

(添付書類)

事業報告

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

1. 株式会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

当事業年度から、従前のメディア&ソリューション事業において行っていたソリューションサービスについて、その内容が採用支援事業におけるツール販売と極めて近似であり、事業としての親和性が高いことから、当該ソリューションサービスを採用支援事業におけるツール販売と集約し、事業効率の向上を図る事を目的として報告セグメントを跨いで一部事業組織を再編しており、報告セグメントの一部組替を行っております。

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、大企業及び製造業と非製造業とで業況が異なる動向を示しています。

大企業及び製造業においては、原材料コスト高や世界経済減速の懸念を背景に生産用機械や電気機械等の分野を中心に業況の悪化が継続しておりますが、部材供給不足の影響緩和により自動車、造船、重機等の製造分野では改善の兆しがあります。

非製造業においては、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の水際対策の緩和に伴うインバウンド需要の回復に伴い、飲食サービスや個人サービスの分野を中心に業況の良化が継続しておりましたが、原材料コスト高や世界経済減速の懸念から悪化の兆しがあります。

なお、世界的な景気後退リスクが高まりつつある中、半導体需要の一服や供給制約の緩和に伴う自動車を中心とした生産の回復の兆しもあり、欧米発の金融不安も相まって我が国の大規模な金融緩和策の動向に不透明さが増す状況下、引き続き先行きの不透明さは拭えない状況にあります。

また、設備投資は強めに設定されていた2022年度計画が下方修正となっており、一定規模が2023年度へ先送りされているようで、2023年度の投資需要が大きくなっています。

当社の事業領域である人材ビジネス市場の状況は、2023年2月の完全失業率（季節調整値）は2.6%（前年同月2.7%、前月2.4%）、有効求人倍率（季節調整値）は1.34倍（前年同月1.21倍、前月1.35倍）、新規求人倍率（季節調整値）は2.32倍（前年同月2.21倍、前月2.38倍）の国内雇用状況であり、短期的な景況感により振れ幅はあるものの、引き続き緩やかな上昇傾向にあります。

このような環境下において、メディア&ソリューション事業では主要な既存顧客である自動車関連を中心とした製造業の生産抑制に伴う受注減の影響によりセグメント損失となりましたが、人材紹介事業や採用支援事業では成約や受注の増加を果たして堅調に業績を伸張する事ができました。

なお、事業体質の強化を鑑み、「持続的成長のための構造改革」及び「事業構造改革」に継続して取り組んでおります。

これらの結果、当事業年度の業績は、売上高2,857,473千円（前年同期比13.1%増）、営業利益352,791千円（前年同期比6.2%増）、経常利益354,614千円（前年同期比4.5%減）、当期純利益21,281千円（前年同期比92.1%減）となりました。

主要な事業の一つであるメディア&ソリューション事業におきましては、主要顧客である自動車分野を中心とした製造業の業況悪化と回復の遅れが、既存顧客の受注の減少や広告費の増大を招き、前事業年度に比して事業効率及び収益性が悪化しました。

当社では、メーカーへの直接アプローチを含む新規取引先の開拓により販路の拡大を進めておりますが、業績をカバーするには至りませんでした。

しかしながら、国内半導体製造の拡大や部品調達制約の緩和に伴う自動車等の生産回復も徐々にその兆しを見せており、生産回復等に伴い業容は回復すると捉えております。

また、当社では、業績の回復に向けて流入数の増加やCVRの向上に向けた短期及び中長期の諸施策を展開しており、製造業の業況の反転を的確に捉えるべく情報収集と営業活動等の徹底を図っております。

これらの結果、同事業の当事業年度の業績は、売上高1,011,057千円（前年同期比16.9%減）、セグメント損失140,352千円（前年同期は、セグメント利益85,120千円）となりました。

なお、前事業年度のセグメント情報は、当事業年度の報告セグメントの一部組替に伴い、組替表示しております。

また、セグメントの売上高につきましては、外部顧客への売上高を記載しております。（以下、同様。）

主要な事業の一つである人材紹介事業におきましては、労働市場の上昇傾向の継続に対してコンサルタントの増員を図っており、受注の増加に繋がっております。

また、増員効果を高めるためにKPIマネジメントやセクター別チーム戦略等によるコンサルタントの早期戦力化とレベルアップ及び生産性向上への取り組み等により生産性の低下の抑制を図っており、当該セグメントの業績は順調に推移しております。

これらの結果、同事業の当事業年度の業績は、売上高1,466,286千円（前年同期比33.9%増）、セグメント利益445,659千円（前年同期比99.2%増）となりました。

採用支援事業におきましては、前事業年度までの事業構造改革を継続して収益体質の更なる改善を図ると共に、拡販を進めており、特に代行サービス（採用アウトソーシング）の受注を堅調に伸ばす事ができました。

なお、事業体質の強化を鑑みた事業構造改革は継続して推進しております。

これらの結果、同事業の当事業年度の業績は、売上高380,130千円（前年同期比77.5%増）、セグメント利益47,483千円（前年同期比22.3%減）となりました。

なお、前事業年度のセグメント情報は、当事業年度の報告セグメントの一部組替に伴い、組替表示しております。

事業別売上高

事業区分	第32期 (2022年3月期) (前事業年度)		第33期 (2023年3月期) (当事業年度)		前事業年度比増減	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
メディア&ソリューション事業	1,216,388千円	48.1%	1,011,057千円	35.4%	△205,330千円	△16.9%
人材紹介事業	1,095,355	43.4	1,466,286	51.3	+370,930	+33.9
採用支援事業	214,180	8.5	380,130	13.3	+165,949	+77.5
合計	2,525,924	100.0	2,857,473	100.0	+331,549	+13.1

- (注) 1. 当社は、2021年10月1日付で完全子会社であった日本データビジョン株式会社を吸収合併（簡易合併・略式合併）いたしました。これにより、前事業年度より単体みの決算に移行いたしました。
2. 従前よりメディア&ソリューション事業において行っていたソリューションサービスについて、その内容が採用支援事業におけるツール販売と極めて近似であり、事業としての親和性が高いことから、当事業年度において、当該ソリューションサービスを採用支援事業におけるツール販売と集約し、事業効率の向上を図るために報告セグメントをまたいで一部事業組織を再編しており、報告セグメントの一部組替行っております。

当該変更により、従来の方によった場合に比べ、当事業年度の売上高がメディア&ソリューション事業で42,230千円減少、採用支援事業で42,230千円増加しております。

なお、前事業年度については、事業組織変更後の報告セグメントの区分に基づき組替作成したものを開示しております。

② 設備投資等の状況

当事業年度において基幹システムの機能拡張を目的としたソフトウェア開発を中心に52,712千円の設備投資を実施いたしました。主なものは次のとおりであります。

イ. 当事業年度中に完成した主要設備

メディア&ソリューション事業：基幹システムの機能拡張等に係る追加投資

全社共通：本社における事務所整備

ロ. 当事業年度において、継続中の主要な設備の新設、拡充

メディア&ソリューション事業：基幹システムの機能拡張等に係る追加投資

ハ. 当事業年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、減失／等

メディア&ソリューション事業：基幹システムの機能効果が望めないアドオンプログラムの除却

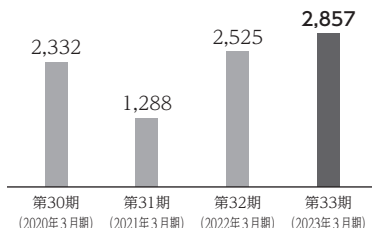
③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

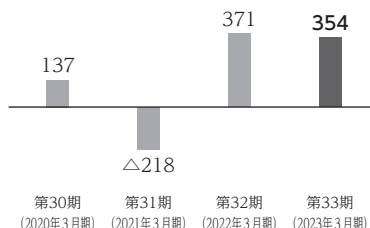
(2) 財産及び損益の状況

当社の財産及び損益の状況

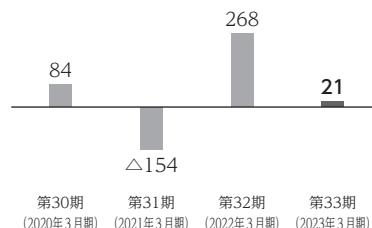
売上高 (単位：百万円)



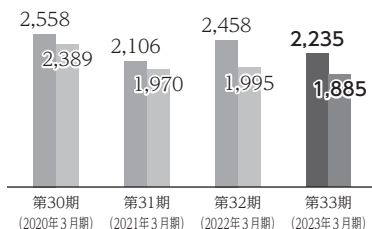
経常利益 (単位：百万円)



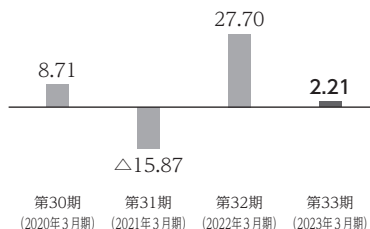
当期純利益 (単位：百万円)



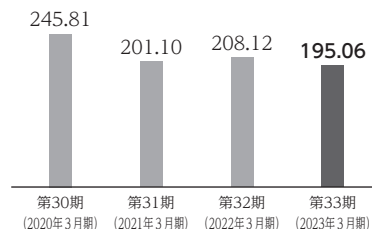
総資産/純資産 (単位：百万円)



1株当たり当期純利益 (単位：円)



1株当たり純資産 (単位：円)



区 分	第30期 (2020年3月期)	第31期 (2021年3月期)	第32期 (2022年3月期)	第33期 (当事業年度) (2023年3月期)
売上高 (千円)	2,332,000	1,288,711	2,525,924	2,857,473
経常利益 又は経常損失(△) (千円)	137,418	△218,040	371,482	354,614
当期純利益 又は当期純損失(△) (千円)	84,509	△154,938	268,264	21,281
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△) (円)	8.71	△15.87	27.70	2.21
総資産 (千円)	2,558,092	2,106,152	2,458,709	2,235,549
純資産 (千円)	2,389,230	1,970,461	1,995,643	1,885,137
1株当たり純資産 (円)	245.81	201.10	208.12	195.06

(注) 前事業年度より、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第31期(2021年3月期)の金額は組替修正後の数値であります。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況
該当事項はありません。
- ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

<事業推進上の課題>

①求人メディアサービスの展開

当社は、求人メディアを企画・開発し、求職者と求人企業の双方から評価していただくことにより成長を実現してまいりました。今後もこの成長を実現して行くためにも当社が発信するメディアサービスが評価され、より多くの求職者並びに求人企業に使っていただくために魅力あるメディアを創造し改良していくことが課題であると認識しております。

このため当社は様々な働き方を推奨し、求職者と求人企業の双方に利用いただけるメディアサービス、さらに多くの職種・業種にわたって存在する求職者と求人企業双方のニーズを発見して顕在化させる求人メディアサービスの企画・開発及び改良を図り、社会に向けて発信してまいります。

②人材紹介事業における収益の改善

人材紹介事業において収益を伸長していくために、コンサルタント数の増強による量的な対応だけでは限界があると認識しており、コンサルタントの教育に加えて業務の仕組化による分業体制やKPIマネジメントによる管理等の導入により、コンサルタント個々の能力のみに依存しない生産性の向上に継続して取り組んでまいります。

③採用支援事業の役務提供業務の季節偏重等への対応

採用支援事業においては、新卒採用支援サービスの役務提供機会に季節偏重があります。これに対応するために、既存顧客等からの受注の獲得の徹底を図っており、収益性の確保を図るためのランニングコストの節減等による事業構造の継続的な改善及び維持、繁忙期における経営資源の確保等が引き続き課題であると認識しております。

こうした課題に対処していくために、業務の継続的な見直しを含めた適宜適切な費用投下の徹底を図り、業務のIT化並びに自動化による効率化に取り組んでまいります。

<組織運営上の課題>

①人材の採用と育成

当社は、継続的に成長するためには、優秀な人材の採用と育成が重要であると考えております。特に、雇用機会の創出のための新規サービスの開発及び育成に取り組める人材の増員が重要な課題であると認識しており、当該人材の採用と育成に注力してまいります。

②ミドルマネジメント層の強化

当社は、継続的に成長するためには、優秀な人材の採用と育成が重要であると認識しております。新規サービスの開発にあたる人材など、積極的な採用活動を展開しており、採用した人材を育成するミドルマネジメント層の役割がますます重要となってまいりました。ミドルマネジメント層向けの研修制度や人事評価制度の充実等、ミドルマネジメント層の強化に向けた各種施策を進めてまいります。

③情報管理体制の強化

当社は、メディア&ソリューション事業、人材紹介事業及び採用支援事業を行っており、多数の求職者（職業紹介希望者、求人案件応募者等）の個人情報を持しているため、情報管理が最重要課題であると認識しております。当社においては、プライバシーマーク及びISO27001（International Organization for Standardization）によるISMS（Information Security Management System）を取得し、個人情報保護マネジメントシステムを含んだ情報管理体制を構築し、運用維持、及び強化を継続して行っております。

<財務上の課題>

財政状態の適宜強化

当社は、事業推進上の課題や組織運営上の課題への対処に備えて、様々な投資を支える財政状態の強化が重要であると認識しており、適宜に財政状態の強化を図ってまいります。

(5) 使用人の状況（2023年3月31日現在）

使用人の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
190（14）名	24名増（9名増）	33.9歳	4年9ヶ月

（注）従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節従業員を含む。）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

2. 会社の現況に関する事項

(1) 株式の状況 (2023年3月31日現在)

- | | |
|------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 19,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 9,800,000株 |
| ③ 株主数 | 9,108名 |
| ④ 大株主 | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 ア ミ ュ ー ズ キ ャ ピ タ ル	2,921,800 株	30.23%
株 式 会 社 ア ミ ュ ー ズ キ ャ ピ タ ル イ ン ベ ス ト メ ン ト	750,000	7.76
株 式 会 社 A . C 企 画	500,000	5.17
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	401,700	4.15
中 山 晴 喜	400,000	4.13
有 馬 誠	200,000	2.06
松 本 和 之	128,847	1.33
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	110,100	1.13
中 村 俊 一	100,000	1.03
藤 井 智 子	64,000	0.66

- (注) 1. 当社は、自己株式を135,720株保有しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況

	株式の種類及び数	交付された者の人数
取締役 (社 外 取 締 役 を 除 く)	当社普通株式 35,423株	1名
社 外 取 締 役	—	—
監 査 役	—	—

(2) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2023年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	松 本 和 之	
取 締 役	藤 森 健 也	株式会社アミューズキャピタル 取締役副社長 株式会社コンフィデンス 監査役
取 締 役	清 水 新	株式会社オープンアップグループ 社外取締役 株式会社ミスミグループ本社 社外取締役
取 締 役	早 川 与 規	ユナイテッド株式会社 代表取締役社長 兼 執行役員
常 勤 監 査 役	丸 田 善 崇	
監 査 役	高 倉 潔	株式会社アミューズキャピタル 取締役 株式会社 A . C 企画 監査役
監 査 役	山 口 財 申	ジャパンネクスト証券株式会社 監査役 株式会社マーベラス 監査役

- (注) 1. 取締役 清水 新氏、早川 与規氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役 高倉 潔氏、山口 財申氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 常勤監査役 丸田 善崇氏は、長年にわたり、経理・財務業務に携わっており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役 高倉 潔氏、山口 財申氏は、大手金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役 清水 新氏、早川 与規氏、及び監査役 山口 財申氏は、東京証券取引所の定める独立性の要件を満たしているため、独立役員に指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は1,000万又は法令が規定する額とのいずれか高い額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失が認められない場合に限られます。

③ 役員等賠償責任保険契約（D&O保険）の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役、監査役、執行役、会計参与、執行役員及び管理職従業員などであり、被保険者は保険料を負担しておりません。

当該保険契約の概要は、取締役、監査役などの個人被保険者がその地位に基づいて行った行為（不作為を含みます。）に起因して、損害賠償請求された場合の、法律上の損害賠償金及び争訟費用を填補するものであり、1年毎に契約更新をしております。

なお、当該保険契約では、被保険者の職務執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が違法に利益又は便宜を得た場合、犯罪行為、不正行為、詐欺行為又は法令、規則又は取締役規に違反することを認識しながら行った行為があった場合には免責事項としております。

④ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員数	報酬等			計
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	4名 (2)	36,200千円 (12,000)	3,000千円 (-)	11,574千円 (-)	50,774千円 (12,000)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2)	12,000 (4,800)	- (-)	- (-)	12,000 (4,800)
合 計 (うち社外役員)	7名 (4)	48,200 (16,800)	3,000 (-)	11,574 (-)	62,774 (16,800)

(注) 1. 取締役の報酬限度額は、2014年6月25日開催の第24期定時株主総会決議に基づき、年額300,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と定めております。当該決議時の対象とされていた役員の員数は8名であります。また、2019年6月27日開催の第29期定時株主総会において、上記報酬枠とは別枠で、取締役に対し、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭債権報酬として年額100,000千円以内（ただし、社外取締役を除く。）と決議いただいております。当該決議時の対象とされていた役員の員数は4名であります。

2. 監査役の報酬限度額は、2014年6月25日開催の第24期定時株主総会決議に基づき、年額60,000千円以内と定めております。当該決議時の対象とされていた役員の員数は3名であります。

3. 業績連動報酬等に記載の報酬は、第1項に記載の報酬限度枠内の執行に関与する取締役の報酬の一部を、業績指標を鑑み決定するものであり、当事業年度における費用計上額であります。業績指標は執行の成果を反映するために営業利益としており、その報酬額は業績指標の実績を鑑み増減しております。なお、当該業績連動報酬等の算定に用いた業績指標の実績は、営業利益352,791千円であります。

4. 非金銭報酬等に記載の報酬は、第1項に記載の譲渡制限付株式報酬の当事業年度における費用計上額であります。また、当事業年度における交付状況は「2. (1)⑤当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。

ロ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金
該当事項はありません。

ハ. 社外役員が親会社又は子会社等から受けた役員報酬等の総額
該当事項はありません。

二. 取締役及び監査役の報酬等

役員報酬等の額の決定に関する方針

当社の役員報酬については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲において、取締役会により代表取締役社長への委任としております。

受任者は代表取締役である松本 和之氏であり、社長として経営全般の担当しております。

委任された権限は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲においての各取締役の職務と責任及び実績並びに経営環境等を勘案しての各取締役の報酬の決定に関する一任であります。

委任理由は、当社の取締役の任期は1年とさせていただいており、代表取締役社長は全体を俯瞰できる立場から各取締役の職務と責任及び実績並びに経営環境等を鑑みて、各取締役の報酬の決定ができるためであります。また各取締役の遅滞なき活躍を動機付けるためでもあります。

各監査役の報酬額は、当社の職務執行に対する監査の職責を追うことから、会社の業績に影響を受けない定額報酬としており、監査役の協議により決定します。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役 清水 新氏は、株式会社オープンアップグループ社外取締役及び株式会社ミスミグループ本社の社外取締役であります。両社と当社の間には特別な関係はありません。

社外取締役 早川 与規氏は、ユナイテッド株式会社代表取締役社長兼執行役員であります。当社と特別な関係はありません。

社外監査役 高倉 潔氏は、株式会社アミューズキャピタルの取締役を兼職しております。同社は当社株式の30.23%（2023年3月31日時点）を保有しております。また、株式会社A. C企画の監査役を兼職しております。同社は当社株式の5.17%（2023年3月31日時点）を保有しております。

社外監査役 山口 財申氏は、ジャパンネクスト証券株式会社監査役及び株式会社マーベラス監査役であります。両社と当社の間には特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役 清水 新 【独立役員】	当事業年度に開催された取締役会18回のすべてに出席いたしました。取締役会を含めて適宜、戦略コンサルティングにおける豊富な経験と幅広い見識に基づき、当該知見を活かして特にガバナンスについて専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言するとともに、客観的・中立的立場で当社のガバナンス体制の強化に関与、監督等を行っております。
取締役 早川 与規 【独立役員】	当事業年度に開催された取締役会18回のすべてに出席いたしました。取締役会を含めて適宜、IT業界に関する幅広い知見及び企業経営者としての豊富な実績に基づき、当該知見を活かして特に事業執行、推進について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言するとともに、客観的・中立的立場で当社の事業体制の強化について関与、監督等を行っております。
監査役 高倉 潔	当事業年度に開催された取締役会18回及び監査役会13回のすべてに出席いたしました。取締役会を含めて適宜、会社経営者としての経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。
監査役 山口 財申 【独立役員】	当事業年度に開催された取締役会18回及び監査役会13回のすべてに出席いたしました。取締役会を含めて適宜、会社経営者としての経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。

ハ. 社外役員の意見により変更された事業方針
該当事項はありません。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の剰余金の配当は株主各位への利益の還元を重視しつつ、将来的な成長戦略などを総合的に勘案して決定しております。上記の方針に基づき当期配当は、普通配当15.00円とすることを取締役会で決定いたしました。

なお、当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項につきましては、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。また、当社は、期末配当による年1回の配当を基本的な方針としておりますが、会社法第454条第5項に定める中間配当制度を採用しております。

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,839,654	流動負債	350,412
現金及び預金	1,508,353	買掛金	79,555
売掛金	290,163	未払金	78,712
前払費用	36,674	未払法人税等	37,619
未収入金	7,033	未払消費税等	59,774
その他	4,284	未払費用	44,890
貸倒引当金	△6,853	預り金	6,064
固定資産	395,895	契約負債	2,363
有形固定資産	54,070	返金負債	7,507
建物	46,331	賞与引当金	33,916
工具、器具及び備品	7,739	その他	8
無形固定資産	145,851	負債合計	350,412
ソフトウェア	144,828	(純資産の部)	
その他	1,023	株主資本	1,885,137
投資その他の資産	195,972	資本金	172,198
破産更生債権	0	資本剰余金	577,280
繰延税金資産	73,736	資本準備金	145,569
敷金及び保証金	119,396	その他資本剰余金	431,711
その他	2,840	利益剰余金	1,186,644
貸倒引当金	△0	利益準備金	7,500
		その他利益剰余金	1,179,144
		別途積立金	7,000
		繰越利益剰余金	1,172,144
		自己株式	△50,986
		純資産合計	1,885,137
資産合計	2,235,549	負債純資産合計	2,235,549

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	2,857,473
売上原価	805,821
売上総利益	2,051,652
販売費及び一般管理費	1,698,860
営業利益	352,791
営業外収益	
受取利息	58
受取家賃	2,230
助成金の収入	600
その他	564
合計	3,454
営業外費用	
為替差損	1,505
その他	124
合計	1,630
経常利益	354,614
特別損失	
固定資産除却損	244,760
税引前当期純利益	109,854
法人税、住民税及び事業税	65,444
法人税等調整額	23,128
当期純利益	21,281

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月18日

株式会社インターワークス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 岡野隆樹 ㊞
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 上野陽一 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社インターワークスの2022年4月1日から2023年3月31日までの第33期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

個別注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2023年5月12日開催の取締役会において、会社を吸収合併消滅会社、株式会社コンフィデンスを吸収合併存続会社とする吸収合併を行うことを決議し、同日付で同社との間で吸収合併に係る契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第33期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月18日

株式会社インターワークス 監査役会

常勤監査役 丸 田 善 崇 ⑩

社外監査役 高 倉 潔 ⑩

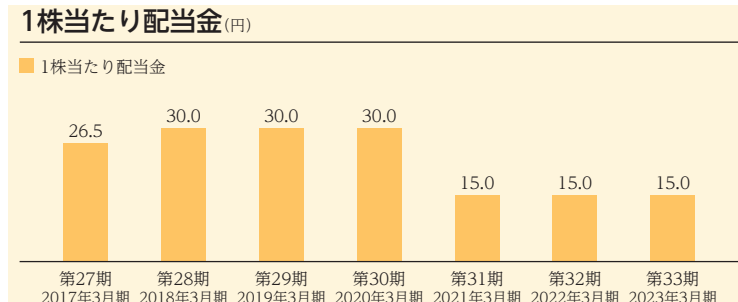
社外監査役 山 口 財 申 ⑩

以 上

(ご参考)

ご参考①：株主還元について

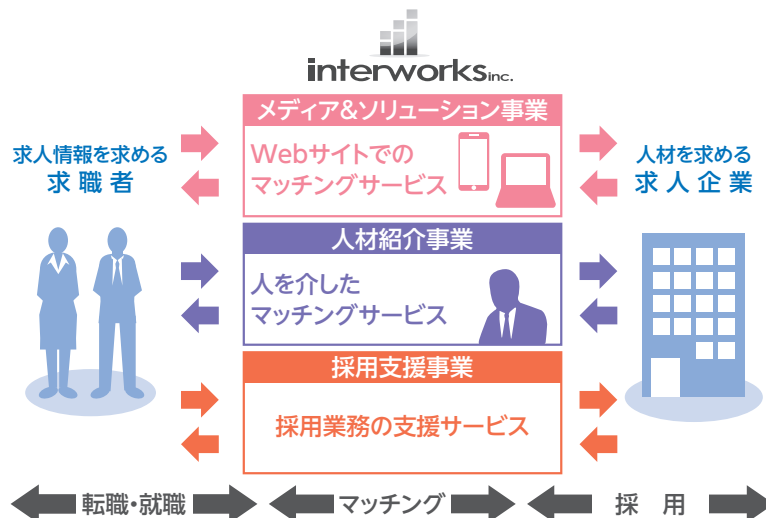
当社の剰余金の配当は株主各位への利益の還元を重視しつつ、将来的な成長戦略などを総合的に勘案して決定しております。上記の方針に基づき当期配当は、普通配当15.00円といたしました。



ご参考②：ビジネスモデル

当社は3つの事業を柱としております。

- ・求人サイト運営を中心としたメディア&ソリューション事業
- ・正社員の人材紹介事業
- ・採用アウトソーシングの採用支援事業



株主総会会場ご案内図

会場

千代田区立 内幸町ホール

東京都千代田区内幸町一丁目5-1

交通

J R 新橋駅 ▶ 日比谷口 より徒歩5分

東京メトロ銀座線
新橋駅 ▶ 7番出口 より徒歩5分

都営浅草線
新橋駅

都営三田線
内幸町駅 ▶ A5出口 より徒歩5分

ゆりかもめ
新橋駅 ▶ 徒歩8分

※駐車場の用意はいたしていませんのでお車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



UD
FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。